

## 1 精密検査及び治療

## 治療

定期健康診断やスクリーニング検査、精密検査の結果から治療が必要な場合には、医師から運転者に病状や治療方針（手術治療、内服治療、経過観察等）等が説明されますので、運転者によく理解してもらった上で、治療を受けさせましょう。

治療においては、生活習慣の改善に加えて、心臓疾患、大血管疾患の危険因子である疾患（高血圧、糖尿病、脂質異常症）の治療薬の服用が必要な場合がありますが、これらの薬剤は、医師の指導に従って服用するようにして、勝手に中断したり、服用する量を減らしたりしないようにすることが大切です。

## 3章のポイント

- 精密検査やその後の治療は専門医の判断に基づいて勧められ、保険診療で行われます。よく理解した上で受けさせましょう。
- 治療や服薬については、医師から説明、指導がありますのでよく理解した上で受けさせましょう。
- 運転者が勝手に治療や服薬を中断しないようにしましょう。

## 1 専門医の受診の結果を踏まえた対応

## 精密検査の結果や治療の状況の把握

事業者は、医療機関での精密検査の結果を得るとともに、治療後は、担当医師から運転者の業務上の留意点や適切な勤務形態、運転業務の可否の判断の参考とするための情報や意見、今後の健診等に関する情報を得るようにします。医師から適切に意見聴取ができるようにするために、医師に依頼をする際には、2章-4に記載する「専門医から運転者の就業上の措置に必要な情報を受け取る」の内容に留意して下さい。

## 就業上の措置

事業者は、医療機関で実施されるスクリーニング検査や精密検査の結果や、その後の治療の状況に応じて、疾病により安全な運転ができない状態にある運転者を運転業務から外す等の就業上の措置を検討する必要があります。就業上の措置を決定する場合には、医師からの意見を踏まえて決定して下さい。また、運転者の健康状態を継続的に把握し、その結果に応じて就業上の措置を見直すようにしましょう。なお、産業医（又は提携医師）を選任している場合は、担当医師による意見及び産業医（又は提携医師）による「運転者の運転業務に関する意見書（産業医向け）」<sup>(※)</sup>を踏まえ、就業上の措置を決定して下さい。

事業者は、就業上の措置を決定する際、運転者に対し不当に差別的な扱い（例えば、適切な措置を行えば安全運転を続けていくことができる運転者に対し直ちに乗務から外すなど）をすることのないようにして下さい。運転者にとって不利な扱いを不当に行うことは、必要な健診が適切に実施されないことにもつながりかねません。疾病、症状の程度により医師の意見等に従って、適切に就業上の措置を決定することが必要です。

(※) 国土交通省自動車局「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載

## 1 専門医の受診の結果を踏まえた対応

## 疾病により安全な運転ができない状態の事例

- 失神症状を有しており、専門医から乗務可能の意見がない場合
- 動悸症状が持続することがあり、原因が明らかでない場合

## 長距離運転や交代制勤務の制限等の配慮が必要な事例

- 心臓疾患、大血管疾患の危険因子である高血圧や糖尿病等の疾患の治療の経過が不良な場合

## 4章のポイント

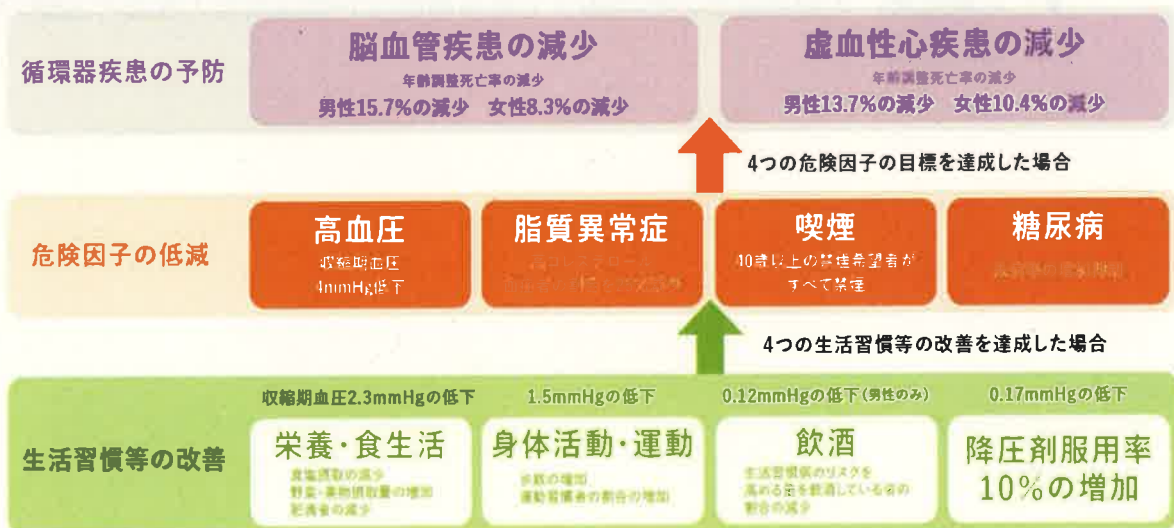
- 医療機関からの情報、意見を基に就業上の措置を決定しましょう。
- 運転者が疾病により安全な運転ができない状態であれば、運転業務から外すなどの就業上の措置を講じることを検討する必要があります。
- 就業上の措置を決定する際は、運転者に対し不当に差別的な扱いをすることのないようにしましょう。

## 1 生活習慣の改善の促進

## 生活習慣の改善と発症リスクの低減

心臓疾患、大血管疾患の予防のためには、生活習慣の改善を行うことが重要です。下図のように、生活習慣を多面的（栄養・食生活、身体活動・運動、節酒、血圧管理、脂質管理、禁煙、糖尿病管理）に改善することによって、心臓疾患、大血管疾患のほか、脳血管疾患の発症のリスクも大幅に低減できることになります。事業者は、運転者が心臓疾患や大血管疾患、又はその原因となる生活習慣病を発症する前に、運転者に対して日頃から生活習慣の改善を促すことが重要です。

## ■循環器の目標設定の考え方



出典：健康日本21（第二次）参考資料をもとに作図

## 生活習慣の改善のポイント

- **喫煙者であれば禁煙をしましょう。**  
（喫煙は発がん作用があるだけでなく、全身の血管を収縮させ、大動脈、心血管疾患の発症リスクを高めます。）
- 食事では、高血圧の原因になる塩分の高い食事、肥満、脂質異常症や糖尿病等の原因となる脂肪分の高い食事やカロリーの高い食事は控えましょう。加えて、食べ過ぎに注意しましょう（腹八分目）。
- 塩分を控え、一日の塩分摂取量を6g以下にしましょう。ラーメン等の麺類の汁は残しましょう。
- 野菜や果物には血圧値の低下を助けるカリウムが含まれているので、積極的に食べるようにしましょう。
- 過度の飲酒は控えましょう。
- 肥満は、高血圧、糖尿病の原因となるだけでなく、それ自体が心臓疾患、大血管疾患を発症する原因にもなるので、体重管理をしましょう。
- 肥満予防と体調管理のために、体力に合った適度な運動を続けるようにしましょう。毎日30分程度の汗をかく程度の運動がよいでしょう。男性では1日9,000歩、女性では8,000歩を目標としましょう。

## 1 生活習慣の改善の促進

## 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防

深部静脈血栓症や急性肺血栓塞栓症を予防するためには、運転中において、こまめな水分補給、下肢を動かす、下車しての休憩、深呼吸、体操等を行うことが重要です。以前にこれらの病気を発症したことがある場合には、運転者に予防効果のある圧迫ストッキングを着用させることを検討するとよいでしょう。

## （参考）特定保健指導の実施

生活習慣の改善のために、保険者（健康保険組合や協会けんぽ等）においては特定保健指導が実施されています。実施の可否や方法等は加入する保険者に確認するようにして下さい。

## 特定健康診査・特定保健指導とは

保険者は、生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（特定健診）を実施しています。また、特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームのリスクが高いと考えられる方に対しては、特定保健指導を実施しています。特定保健指導では、保健師、管理栄養士等の専門スタッフが対象者に対して生活習慣を見直し、改善するためのアドバイスとサポートを行います。

## 5章のポイント

- 心臓疾患、大血管疾患の発症を予防するためには生活習慣の改善が重要です。
- 「生活習慣の改善のポイント」を参考に、運転者に改善を促すようにしましょう。特に喫煙者であれば禁煙を促しましょう。
- 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防のために、運転中において、こまめな水分補給や、下車しての休憩、体操等を行うようにしましょう。

参考資料 心臓疾患、大血管疾患取扱規程の様式（サンプル）

心臓疾患、大血管疾患取扱規程

制定 令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

第1章 総則

（目的）

第1条 心臓疾患、大血管疾患に起因する事故を防止するため、当社におけるスクリーニング検査、精密検査及び治療に係る乗務員との取り決めとして、本規程を定める。

第2章 スクリーニング検査の受診

（受診する検査項目）

第2条 受診をするスクリーニング検査の項目は以下とする。

- （1）頸動脈超音波検査（頸動脈エコー検査）
- （2）ABI検査（四肢血圧脈波検査）
- （3）胸部単純CT検査、腹部単純CT検査
- （4）腹部超音波検査（腹部エコー検査）

（受診対象者）

第3条 受診対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）前年度定期健康診断にてメタボリックシンドローム該当者と判定された50歳以上の対象者
- （2）前年度定期健康診断から自動車運送事業者における心臓疾患、大血管疾患対策ガイドラインにおける医療機関への受診を促す目安に該当する対象者
- （3）過去の健診結果や日々の点呼で心臓疾患、大血管疾患の既往歴や症状があることが分かっている対象者
- （4）突然死の家族歴（55歳以下で発病）を有する対象者

（受診方法及び機関の決定）

第4条 スクリーニング検査を受診機関「〇〇所」で受けることとする。

（受診頻度）

第5条 3年に1回程度を目安とし、受診することとする。

（受診手順）

第6条 以下の手順で行うこととする。

- （1）営業所担当者が第5条に従い運転者に対し検査実施の案内を行う。

- (2) 運転者は運行管理者及び営業所担当者と相談し受診の候補日を決定する。
- (3) 営業所担当者は受診機関に予約を行い、決定した受診日を運転者に通知する。
- (4) 運転者は決定した受診日に受診機関にて受診する。

（説明会の開催）

第7条 各年度最初のスクリーニング検査の実施に伴い、検査の必要性や対象者について説明会を執り行うこととする。

（受診費用）

第8条 スクリーニング検査に関しては、当社が経費にかかる費用のうち、〇〇からの助成額との差額分〇〇〇円を負担するものとする。助成金が支払われない者の費用に関しては当社が〇〇〇円を負担することとする。

（受診結果の確認）

第9条 受診機関からのスクリーニング検査の個人結果については当社でも確認することとする。異常所見の疑いがある者に関しては1年後を目安にスクリーニング検査を受診させる。また、精密検査が必要と診断された者に関しては速やかに精密検査を受診させる。

### 第3章 精密検査の受診

（精密検査受診対象者）

第10条 スクリーニング検査の結果、異常所見があると診断された者とする。

（受診方法）

第11条 検査結果に同封の「精密検査実施病院リスト」を参照し、各自で精密検査を受診することとする。

※その際、検査結果及び検査結果に同封の「診療情報提供書」を必ず持参し精密検査受診医療機関に提出することとする。

（精密検査結果の報告）

第12条 精密検査を受けた者は、検査結果が届き次第、書面にて速やかに会社に報告することとする。

（精密検査後の対応について）

第13条 精密検査の結果、経過観察と診断された者は主治医の指示に従い経過観察を行い、治療が必要と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、経過観察・治療状況について運行管理者に逐次報告することとする。

（治療を開始した者への対処）

第14条 治療が必要と診断された者に対する乗務可否の判断は、専門医、産業医、運行管理者、

運転者の意見や治療状況を勘案し、当社が総合的に判断する。

（上記の処遇に関して）

第15条 心臓疾患、大血管疾患と診断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、当社が講じた措置に関して対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断した場合には、当社が適切な説明責任を果たした場合を除き、当該処置を無効とする。

#### 第4章 個人情報

（個人情報の取扱）

第16条 当社においては、スクリーニング検査及び精密検査の結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- （1）保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- （2）情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- （3）個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄する。
- （4）個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

#### 附則

第1条 本規程は、令和〇〇年〇月〇〇日より有効とする。

以上